

第30回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成21年9月30日(水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	天文台公園長	黒 田 武 彦	消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	災害復興対策室長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	木 村 佳 都 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
			商工観光課長	廣 瀬 秋 好
	地籍調査課長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉	教育委員会教育推進課長	岡 本 正
	上月支所長	達 見 一 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三日月支所長	田 村 章 憲		
欠 席 者 (1名)	農林振興課長	小 林 裕 和		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 83 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
日程第 2 . 議案第 84 号 佐用町子育て支援センター条例の制定について
日程第 3 . 議案第 85 号 佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定について
日程第 4 . 議案第 86 号 委託契約の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設
災害復旧工事施工 上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄
化センター）
日程第 5 . 議案第 87 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
日程第 6 . 議案第 88 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
案（第 3 号）の提出について
日程第 7 . 委員会付託について
-

午前 09 時 28 分 開議

議長（山田弘治君） 皆さん、おはようございます。予定の時間より早いんですけれども、全員お揃いですので、ただ今から、本会議の方を始めたいと思います。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしておりますので、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 1 . 議案第 83 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

日程第 2 . 議案第 84 号 佐用町子育て支援センター条例の制定について

議長（山田弘治君） まず日程第 1 ないし日程 2 については、ああ、元へ、まず、日程第 1 ないし日程第 2 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について。

議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） おはようございます。

それでは、ただ今、一括上程をいただきました、議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、及び、議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、10 月末に完成する佐用保育園及び子育て支援センターに関するもので、議案第 83 号は、佐用保育園の所在地を変更しようとするものであって、これまでの佐用町佐用 320 番地 1 が、新所在地として佐用町長尾 905 番地 9 に変更となります。

なお、今回整備いたしました佐用保育園は、定員 150 名を想定しておりますが、本年度中は、これまでどおり現行の 120 名として運営を行い、来年度の保育園児募集において定員を 150 名と変更していくことといたしており、新保育園への引越しは、保護者会などと協議をし、11 月中旬を目途に行いたいと、現在調整をいたしております。

また、議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例につきましては、新たに設置をします子育て支援センターの設置及び管理に関するもので、センター設置の目的、所在地、事業内容などを規定するとともに、現行の子育て学習センター、ママプラザとの整合性を図るとともに、基本的な職員配置についても規定をしております。

なお、本来、この 8 月 9 日において、十分、協議・検討を行い、10 月から・・・失礼しました。もとい。

なお、本来、この 8 月、9 月において、十分、協議・検討を行い、10 月からの事業開始を予定をしておりましたが、今回の災害により、その取り組みが遅れて参りましたので、支援センターにおいても 10 月末に完成し、11 月中旬にオープンさせ、年度内の来年 3 月までは、一応、仮の形で運営を行い、新年度において、正式な人員配置などを行い、運営を始めたいと考えておりますので、ご了承いただき、ご承認いただきますように、どうぞ、よろしく願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

まず議案第 83 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、本件につきましては、これより質疑を行います。委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 83 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

続いて議案第 84 号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、本件につきましてもこれより質疑を行います。委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています議案第 84 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 3 . 議案第 85 号 佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 3、議案第 85 号、佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 85 号、佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

この度の台風 9 号による豪雨により、河川の氾濫、堤防の決壊、山腹からの土砂流出などにより人命、家屋、農地、道路など甚大な被害をもたらし、多くの町民の方が被災をされました。

災害後、県と町では二次災害防止のため、応急対策工事や一部復旧工事などを行って参りましたが、災害復旧工事にかかる国の査定は、建設関係が 10 月 9 日から、農林関係が 10 月 13 日から行われます。町では、災害からの 1 日も早い復旧、復興を目指すとともに、単に災害を受けた箇所の復旧に留まらず、町民の方々の暮らしを守り安心して暮らせるまちづくりの推進を目指すため、生活環境の整備、道路・河川の改修、整備や、農地、農業用施設の改修、治山事業などのハード対策に加え、ソフト対策も含めた、佐用町災害復興計画の策定を急ぐ必要があると考えております。

このため、安心・安全なまちづくりの創造を目指す、佐用町災害復興計画策定検討委員会を設置するために、本条例を制定しようとするものでございます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いをいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 85 号につきましては、10 月 6 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第 4 . 議案第 86 号 委託契約の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工 上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 4、議案第 86 号、委託契約の締結について、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工 上月浄化センター・久崎浄化センターを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 86 号、委託契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

台風第 9 号により、上月浄化センター・上月雨水ポンプ場が冠水により壊滅的な損害を受け、久崎浄化センターも浸水により地下ポンプ室が冠水し、大きな損傷を受けたところでもあります。

この 3 処理場を早期に復旧するため、災害復旧本工事を日本下水道事業団に委託したく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第 2 条に基づき委託契約の締結についての議決をお願いするものでございます。

日本下水道事業団は、全国の地方公共団体の出資により設立した共同法人で、専門技術者の不足する地方公共団体を支援、代行する機関であり、震災による下水道施設の復旧、豪雨による下水道施設の復旧も全国的に多数を手がけている、優秀な技術力及び経験があるため本町も県下水道課の指導を受け、災害の翌日から災害復旧支援も受けており、早期の仮復旧と本復旧への調査、復旧計画にも迅速で的確な支援をいただいております。

また、委託する処理場は、建設時にも建設委託をしており被災施設の内容を熟知した日本下水道事業団に災害復旧工事の発注と施工管理について 1 億 5,100 万円で委託しようとするものであります。

なお、国土交通省と事前協議の中で、応急復旧予定工事費が災害査定後の本復旧工事に振り替わったこと等により、第 88 号議案の補正予算議決後の次の議会で委託契約額の追加による変更議決をお願いする予定であります。

以上、委託契約の締結についての概要をご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げて提案の説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 86 号につきましては、10 月 6 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 5 . 議案第 87 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 5 号) の提出について
日程第 6 . 議案第 88 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について

議長 (山田弘治君) 続いて日程第 5 ないし日程第 6 については一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (山田弘治君) ご異議ないと認めます。
議案第 87 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案第 5 号の提出について。
議案第 88 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案第 3 号の提出についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長 (庵逄典章君) ただ今、上程をいただきました議案第 87 号及び議案第 88 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。
今回の両会計の補正予算は、台風 9 号による災害関係経費について、災害救助法に基づく被災者支援の経費や復旧工事経費を計上いたしました。
まず、議案第 87 号、佐用町一般会計補正予算第 5 号からご説明をいたします。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 億 6,281 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175 億 8,139 万円に改めるものでございます。
第 1 表、歳入歳出予算補正において、補正予算の概要説明を申し上げます。
まず、歳入から説明をいたします。
地方交付税は、災害廃棄物処理事業に対して措置される特別交付税 2,760 万円を増額をいたしました。
国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費負担金 7 億 696 万 4,000 円と公立学校施設災害復旧費負担金 626 万 6,000 円を計上をいたしました。国庫補助金では、災害廃棄物処理事業費補助金 3,450 万円を増額をいたしました。
県補助金は、行方不明者捜索にかかる災害救助費交付金 1 億 5,000 万円。高齢者住宅再建支援金補助金 666 万円。住宅災害復興融資利子補給金補助金 6,500 万円。住宅再建一時転居者支援金補助金 80 万円を増額をいたしました。
寄附金は、災害義援金 1 億 3,000 万円を計上しております。
繰入金は、補正財源としての財政調整基金繰入金 3 億 1,141 万 4,000 円を増額をいたしました。
町債は、公共土木施設災害復旧事業債 3 億 7,400 万円。学校施設災害復旧事業債 310 万円。社会教育施設災害復旧事業債 500 万円を増額をいたしました。
次に、歳出について主なものをご説明をいたします。
総務費では、災害復興対策室の臨時職員の社会保険料 76 万 7,000 円。賃金 671 万 1,000 円を追加計上いたしました。
民生費では、災害のボランティア傷害保険料 410 万円。給食配送の運搬運送料 250 万円。行方不明者の捜索のための機械器具賃借料 1 億 4,160 万円。高齢者住宅再建支援金 1,000 万円。被災者生活復興資金貸付利子補給金負担金 215 万円。住宅災害復興融資利子補給金

975 万円。住宅再建一時転居者支援金 120 万円。義援金の配分及び商店等への見舞金 1 億 4,200 万円を追加計上をいたしました。

衛生費では、災害廃棄物処理手数料 3,520 万円を減額し、災害廃棄物の収集作業、中間処理、運搬作業委託金を 1 億 420 万円追加計上をいたしました。

消防費の災害対策費では、災害復興計画作成のための経費として計画検討委員報酬 35 万 2,000 円。費用弁償 7 万 8,000 円。復興計画策定業務委託料 500 万円を計上をいたしております。

次に、公共土木施設災害復旧費では、道路、河川などの復旧工事費 11 億 4,555 万円、測量調査設計委託料 8,000 万円など関係経費 12 億 7,126 万円を計上をいたしました。公営住宅災害復旧費では、修繕料 300 万円、工事請負金 7,200 万円を計上をいたしました。教育施設災害復旧費では、学校施設の修繕工事 970 万円、上月文化会館や久崎地区センターの修繕工事の設計委託料 200 万円、昆虫館の復旧工事費 500 万円を計上いたしました。公営企業災害復旧費では、特定環境保全公共下水道事業特別会計への災害復旧関係経費の繰出金 426 万 7,000 円を計上をいたしました。

次に、3 ページ第 2 表、債務負担行為補正でございますが、被災者の生活支援を目的とした被災者生活復興資金及び住宅災害復興融資利子補給の貸付及び利子補給期間の 5 年間の債務負担を追加しております。

次に、第 3 表、地方債補正でございますが、学校教育施設災害復旧事業にかかる起債の限度額を別表のとおり定め、第 3 号補正予算において可決いただきました公共土木施設災害復旧事業及び社会教育施設災害復旧事業にかかる起債の限度額を補正後の表のとおり変更しようとするものであります。

以上が、一般会計補正予算の概要であります。ちょっと、内容に間違いがございまして、一部訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

最初ですね、県の補助金につきまして、住宅災害復興融資利子補給金補助金 6,500 万円と申し上げましたけれども、分かりますか、入の方で県の補助金です。行方不明者にかかる補助金が、交付金 1 億 5,000 万円。あと、高齢者住宅再建支援金補助金 666 万円。それから、住宅災害復興融資利子補給金補助金、これを 6,500 万円というふうに申し上げましたけれども、650 万円。一桁違います。このように訂正させていただきます。お願ひします。

以上で、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認いただきますように、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

失礼しました。

次に、一括上程させていただいております議案第 87 号及び議案第 88 号につきまして、順次提案のご説明を申し上げます。88 号やね。失礼しました。

議案第 88 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号につきましてのご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,900 万円を追加し、歳入歳出の予算総額を 13 億 5,720 万 9,000 円と定めております。今回の補正は、台風 9 号災害復旧工事のため、緊急に対応すべき予算について必要額を追加するものでございます。

まず、歳入から説明いたします。

下水道費国庫補助金 3,053 万 3,000 円。一般会計繰入金 426 万 7,000 円。町債 1,420 万円の追加をしております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

災害復旧費の公共下水道施設災害復旧費では、委託料 7,700 万円は、日本下水道事業団委託に、本復旧の工事委託を行う上月浄化センター・上月雨水ポンプ場及び久崎浄化セン

ターの設計、復旧工事委託費の不足額及び佐用・上月・久崎処理区内のマンホールポンプ場 14 箇所と福原橋の污水管の復旧にかかる設計管理委託を兵庫県まちづくり技術センターに委託する経費等の不足額であり、工事請負費 2,900 万円の減額は、処理場経費の一部を委託費へ変更したためでございます。今回の補正は、復旧工事の内容を国土交通省と事前協議の上、詳細調査する中で、災害査定提案の予算額に不足額を生じたため、補正するものでございます。

第 2 条では、地方債の発行限度額を 1 億 1,620 万円に補正をしております。

以上、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正の第 3 号の説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 87 号ないし議案第 88 号につきましては、10 月 6 日の本会議に質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） はい、ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第 7 . 委員会付託について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 7 に移ります。

日程第 7 は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配布のため、しばらく休憩をいたします。

午前 0 9 時 5 4 分 休憩

午前 0 9 時 5 6 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りをいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山田弘治君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りをいたします。委員会開催等のため、明 10 月 1 日から 5 日まで、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、来る10月6日午前9時30分より再開をいたします。
それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午前09時57分 散会
